平成２１年（フ）第７０５号
静岡県浜松市中区広沢３丁目13番19号　クロスロード広沢303号
債務者　秋山　　巌
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　純男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１９１７号
仙台市青葉区中江１丁目13番８号
債務者　石川惠美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
埼玉県川越市新富町２丁目30番地３　サンスプレンダー新富706号室
債務者　七五三木規子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第９９２４号
大阪府摂津市香露園４番４号
債務者　黒崎ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９６号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番19号
債務者　寺内由起已
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０５号
大阪府寝屋川市緑町48番１―403号、前住所大阪府豊中市曽根西町３丁目５番14号
債務者　モデルナデザインスタジオこと　藤本俊司
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　吉洋
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５６号
大阪市城東区諏訪４丁目11番29号
債務者　子師　政弘
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　眞里
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９２号
新潟市中央区本町通11番町1832番地　ダイアパレス本町第２―601号
債務者　佐藤フミ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１８号
函館市大森町22番10号
債務者　角　　寿恵
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
函館市鍛治１丁目１番17号
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
函館市美原１丁目37番24号
債務者　境井恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
北海道亀田郡七飯町本町５丁目19番15号
債務者　野澤　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第９号
函館市昭和１丁目９番12号
債務者　山下　孝之
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
岐阜県養老郡養老町大場906番地135
債務者　小佐々タミ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
静岡県浜名郡新居町新居1625番地の１
債務者　坂神　信子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３０３４号
名古屋市北区中味鋺３丁目629番地　アベニュー楠町Ａ101号
債務者　市之宮淳子（旧姓ギュミュッシュ）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６６号
愛知県知多市金沢字南根61番地の１
債務者　松井　正之
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８６号
名古屋市西区比良２丁目41番地の１
債務者　竹内　成子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部